

# 議会基本条例検討委員会 (第3次答申)



平成22年(2010年)8月26日

横 須 賀 市 議 会

平成 22 年(2010 年) 8 月 26 日

横須賀市議会議長

山 下 薫 様

議会基本条例検討委員会

委員長 山 口 道 夫

### 議会基本条例検討委員会第 3 次答申について

平成 21 年 2 月 26 日に貴職から、横須賀市議会基本条例の制定について検討を行うよう諮問を受けた本検討委員会は、平成 22 年 6 月 22 日に第 2 次答申をいたしました。

その後、平成 22 年 8 月 2 日、8 月 17 日の延べ 2 回会議を開き、同条例の運用に当たって必要となる事項について、慎重に検討を重ねた結果、別紙のとおり結論を得たので、ここに答申します。

## 議会基本条例検討委員会 第3次答申

平成22年(2010年)8月26日

### 1. 議員研修会の傍聴について（基本条例第11条第4項関係）

議員研修会の傍聴については、別添1のとおり横須賀市議会議員研修会実施要領を定め、対応する。

### 2. 一問一答方式について（基本条例第16条関係）

(1) 一問一答方式の導入に伴い、発言通告書の様式を別添2のとおり変更する。なお、一括質疑方式または一問一答方式の選択・届け出方法については、本発言通告書の提出により行う。

(2) 現在の議席番号5～8番（別添3参照）を、一問一答方式の場合の質問席とする。

(3) 質問者は、一問一答方式の場合、1回目は登壇して、現在行っている一括質疑方式で行い、質疑（質問）終了後、質問席に移動し、2回目以降は質問席で行う。

(4) 一問一答方式の場合、市長は1回目の一括質疑（質問）に対する答弁のみ登壇して行い、2回目以降の答弁は自席で行う。

(5) 一問一答方式の質疑（質問）の持ち時間は、1回目は現在の1回目の持ち時間と同じとし、2回目以降は、代表質問については40分、個人質問・質疑・一般質問・緊急質問については20分とする。

(6) 一問一答方式の場合の質疑（質問）時間については、質問者の発言時間のみカウントし、理事者の答弁等の時間は含まない。

(7) 一問一答方式の場合、質問者は市長等の答弁内容を筆記するための補助者を自身の会派から1名置くことができる。その場合、補助者は、質問者が1回目の一括質疑（質問）を終え、質問席に向かうのに合わせて、質問席に移動する。

(8) 一問一答方式の場合、質問時間残り3分前にその旨を表示した表示板により周知するとともに、質問時間終了時にベルを2回鳴らす。

3. 閉会中における議員の文書による質問について（基本条例第18条関係）

(1) 質問のレベルは、市長及び教育長等を対象とする本会議における一般質問のレベルとする。なお、質問は、質問者自身の所属する常任委員会の所管事項に関するものも可とする。

(2) 議員の質問の様式及び市長等の回答の様式については、それぞれ別添4及び別添5のとおりとする。

(3) 質問に対する回答の期限は、原則として1週間以内とする。ただし、1週間以内に回答できない場合は、市長等は回答の様式にその理由及び回答予定日を明記の上、質問者あて通知するものとする。なお、その場合、質問者はその旨を議長あて報告するものとする。

(4) 質問及び回答の全議員への通知については市議会グループウェアの掲示板への掲示で、市民への公表については市議会ホームページへの掲載で、それぞれ行う。また、市議会のロビーに閲覧用を配備する。

横須賀市議会議員研修会実施要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、議員の政策形成及び立案能力の向上に資するために実施する議員研修会について必要な事項を定めるものとする。

（実施時期等）

第 2 条 議員研修会は、第 3 回定例会及び第 4 回定例会の最終日の本会議終了後並びに議長が必要と認めるときに実施するものとする。

2 議員研修会は、原則として、議場で実施するものとする。

（研修の内容等）

第 3 条 議員研修会のテーマは、各会派の希望するテーマを募ったうえで、議会運営委員会において検討し、決定する。

2 前項の決定を受け、議長は、議員研修会のテーマに即した者にその講師を委嘱する。

（議員研修会の公開）

第 4 条 議員研修会は、横須賀市議会基本条例（平成 22 年横須賀市条例第 38 号）第 11 条第 3 項に基づき、市民等に公開する。

2 議員研修会を傍聴しようとする者は、係員にその旨を申し出るとともに、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

3 前項に定めるほか、議員研修会の傍聴については、横須賀市議会傍聴規則（平成 14 年 12 月 20 日制定）第 10 条から第 14 条までの規定を準用する。

（その他）

第 5 条 この要領に定めのない事項については、議長が定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 26 日から施行する。









## 議会基本条例検討委員会の検討経過について

### ◎第 24 回委員会 平成 22 年 8 月 2 日 (13 : 00~15 : 00)

協議事項の 1 条例運用のための必要事項の検討について協議を行い、既に決定している事項の確認を行った。

次に、今後の協議事項について協議を行い、①基本条例第 11 条第 4 項に規定する議員研修会の傍聴について、横須賀市議会議員研修会実施要領を定め対応すること、②基本条例第 16 条第 1 項に規定する一問一答方式について、質問時間残り 3 分前にその旨を表示した表示板により周知するとともに、質問時間終了時にベルを 2 回鳴らすこと、③基本条例第 18 条第 1 項に規定する閉会中における議員の文書による質問のレベルについては、市長及び教育長等を対象とする本会議における一般質問のレベルとするとともに、質問は質問者自身の所属する常任委員会の所管事項に関するものでもよいこと、④同条第 2 項に規定する回答の期限を原則 1 週間以内とすることを決定した。

続いて、8 月 17 日 (火) に委員会を開催することを決定した。

### ◎第 25 回委員会 平成 22 年 8 月 17 日 (10 : 00~10 : 15)

協議事項の 1 第 3 次答申(案)について協議を行い、原案のとおり決定した。

続いて、10 月 22 日 (金) に委員会を開催することを決定した。

## 議会基本条例検討委員会 委員名簿

委員長	山下 薫	(平成 21 年 5 月 12 日まで)
	山口 道夫	(平成 21 年 5 月 15 日から)
		* 委員就任は平成 21 年 5 月 12 日から
副委員長	高橋 敏明	
委員	伊東 雅之	(平成 21 年 5 月 12 日まで)
同	青木 哲正	(平成 21 年 5 月 12 日から)
同	岩沢 章夫	
同	土田 弘之宣	
同	矢島 真知子	
同	原田 章弘	
同	木下 憲司	
同	上地 克明	
同	井坂 新哉	
オブザーバー	田辺 昭人	